

○経済産業省告示第二百二十七号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十三条第一項の規定に基づき、次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年九月三日

経済産業大臣 武藤 容治

令和七年経済産業省告示第二百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる者と認められる者を選定するための公募の実施に関する指針

この指針は、情報処理の促進に関する法律（以下「法」という。）第六十三条第一項の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる者と認められる者を選定するための公募を実施するために必要な事項を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例によ

る。

第一 公募対象半導体

公募対象半導体は、経済産業省告示第二百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体とする。

第二 公募対象半導体の生産の開始に係る目標

公募対象半導体の生産の開始に係る目標は、二〇二〇年代後半に我が国において公募対象半導体の生産を開始することとする。なお、「生産を開始すること」とは、単なる試作に留まらず、顧客との継続的な取引を念頭に置いた生産を開始することをいう。

第三 公募の参加者の資格に関する基準

この指針に係る公募に応じて選定事業者になる者は、次の一及び二のいずれにも該当する者とする。

一 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

二 次の1から4までのいずれにも該当しない者であること。

1 次の申立てがなされている者

（1） 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立て

（2） 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立て

（3） 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て

2 経済産業省により、現に指名停止措置を受けている者

3 法人税の滞納者

4 次のいずれかに該当する者

(1) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると認められる者

(2) 暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力を利用するなどしたと認められる者

(4) 役員等が、暴力団等反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しく

は関与していると認められる者

(5) 役員等が暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 暴力団等反社会的勢力である事を知りながら、暴力団等反社会的勢力を雇用し、又は使用している者

第四 公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

公募対象半導体に係る特定取組（以下単に「特定取組」という。）については、次の一から十五までのいずれにも該当するものとする。

一 公募対象半導体の生産を開始するとともに、特定取組を継続的に実施していく観点等から、公募対象半導体の技術開発に係る計画・体制について、適切であると認められるこ

と。

二 公募対象半導体の生産に係る事業戦略について、次の1から3までの観点等を踏まえ、適切であると認められること。

1 獲得を見込む市場の成長性や需給見通し等を踏まえ、市場獲得の可能性があること。

2 競合他社と比較して、競争優位性が認められること。

3 顧客の獲得について見込みがあること。

三 二の事業戦略に照らし、公募対象半導体の生産設備の整備に係る計画が適切であると認められること。

四 生産設備及び原材料等の安定的な調達に係る取組について、適切であると認められること。

五 二の事業戦略や三の生産設備の整備に係る計画等に照らし、財務計画が適切であると認

められること。

六 特定取組の実施期間内に、営業活動によるキャッシュ・フローの継続的な黒字化、最終的には営業利益の黒字化及びフリー・キャッシュ・フローの黒字化が見込まれること。

（備考）フリー・キャッシュ・フローとは、営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの。

七 法第四十七条第一項第十三号から第十六号までに掲げる業務に係る措置を伴わない民間投資家又は民間金融機関等からの資金調達を図る観点から、競合他社の水準も踏まえ、特定取組の実施期間内においては、自己資本比率が適正な水準になっていると見込まれること。

八 法第四十七条第一項第十三号から第十六号までに掲げる業務に係る措置を受けようとする場合にあっては、当該措置がない限り、必要かつ十分に特定取組を行うことが困難であ

ると認められること。

九 必要な資金に対して十分な資金調達が計画されており、民間投資家又は民間金融機関等からの資金調達が最大限図られていると認められること。

十 法第四十七条第一項第十三号の規定による出資又は現物出資を受けようとする場合にあっては、発行する株式に係る議決権等について、次の1から4までのいずれにも該当すること。ただし、経済産業大臣が認める場合は、この限りでない。

1 機構に対して、一定の議決権を付与すること。

2 機構に対して、重要な経営事項に対して拒否権を付与すること。

3 機構に対して、経営に不測な事態が発生した場合等において、機構が機動的に能動的なガバナンスを発揮することができる権利を付与すること。

4 公的資金の回収が最大限見込まれること。

十一 技術開発、事業戦略、財務計画及びガバナンス等について、それらに係る中期計画が一体的であると認められること。

十二 特定取組に関する信頼性の確保等について、次の1から4までのいずれにも該当すること。

1 特定取組を行う者の信頼性を確保するため、次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1） 特定取組を行う者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

（2） 外国の法的環境等により特定取組の適切性が影響を受けるものでないこと。

2 公募対象半導体の生産に係る事業継続計画の策定等のリスク管理が適切に実施されていること。

3 公募対象半導体の生産に係る国内関係法令を遵守すること。

4 公募対象半導体のサイバーセキュリティの確保に関する対策並びに公募対象半導体の生産施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する対策が講じられていること。

十三 公募対象半導体の生産に係る人材確保・育成に係る取組について、適切であると認められること。また、次の1及び2のいずれも満たすこと。

1 原則として、半導体に係る人材育成に取り組む産学連携組織に加入し、又は当該組織の活動に参加すること。

2 関係する教育機関、研究機関又は技術研究組合等と連携し、及び1に規定する産学連携組織の半導体に係る人材育成に係る活動に貢献すること。

十四 特定取組を行う者の公募対象半導体の生産に係る実施体制について、次の1から3までのいずれにも該当すること。

1 経営体制及び企業統治体制について、適切であると認められること。

2 特定取組の適切な実施について、出資者等がモニタリングすることが可能な仕組みが構築されていること。

3 公募対象半導体に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていること。また、公募対象半導体の生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該実施計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる（1）から（4）までの措置を実施すること。

（1） コア技術及びコア技術の実現に直接寄与する公然と知られていない技術（以下「コア技術等」という。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等を含む。）を整備すること。

(2) (1)に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競争禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(3) 取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合にあつては、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(1)及び(2)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、当該取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。その際、私

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）及び下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）の諸規定に十分配慮すること。

（4） コア技術等の技術移転により公募対象半導体の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。特に、実施計画を提出した者又はそのグループ会社の行う他者又は他国に対する行為が、次の①又は②に該当する場合にあつては、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に相談をすること。

① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを当該実施計画を提出した者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

② ①に規定するおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

(備考) 「他者又は他国に対する行為」とは次の(ア)から(オ)までに掲げるいずれかに該当する行為をいう。

(ア) 他者(当該実施計画の提出した者の子会社を含む。以下同じ。)に対するコア技術等に係る知的財産権の移転、特定取組に係る事業の譲渡等又はコア技術等そのものの移転

(イ) 他者に対するコア技術等の提供

(ウ) 他者とのコア技術等に関する共同技術開発の実施

(エ) 他国におけるコア技術等に関する技術開発の実施

(オ) 他国におけるコア技術等を用いた公募対象半導体を生産する拠点の建設又

は既存の生産拠点における設備投資の実施

十五 国際情勢や市況の変化等を踏まえ、必要に応じて実施計画を見直すこと。

第五 特定取組を実施するために必要な国・地方公共団体その他の関係者との連携並びにその

特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

特定取組を行う者は、次の一及び二のいずれにも該当するものとする。

一 国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策（半導体に係る人材育成や研究開発及び実証に関する施策等）との連携を十分に行うことができる体制を有し、

又は今後有することが見込まれること。

二 特定取組の実施が、国や自治体の施策と相まって、我が国経済社会の発展、地域経済の活性化にも寄与するものとなるよう努めるとともに、その想定される寄与の内容や度合いの試算等を示すこと。また、サプライチェーンの検討・構築に当たっては、国内事業者を可能な限り参画させるように努めること。

第六 公募を開始する日及び公募の期間

公募を開始する日は令和七年九月三日とし、公募の期間は一月とする。

第七 選定事業者を選定するための評価の基準

公募に応じて選定事業者になろうとする者から提出された実施計画が法第六十五条第一項

各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、その適合していると認められた全ての実施計画について、次の一から十四までの項目について総合的に評価し、当該評価に従い、選定事業者を選定する。

- 一 公募対象半導体の生産の開始の時期
- 二 技術開発に係る計画の適切性
- 三 公募対象半導体の生産に係る事業戦略の適切性
- 四 獲得を見込む市場の成長性や需給見通し等を踏まえた市場獲得の蓋然性
- 五 競争優位性
- 六 顧客獲得の蓋然性
- 七 生産設備の整備に係る計画の適切性
- 八 生産設備及び原材料等の安定的な調達に係る取組の適切性

九 技術者等の人材確保に係る取組の適切性

十 法第四十七条第一項第十三号から第十六号までに掲げる業務に係る措置の必要性

十一 民間投資家又は民間金融機関等からの資金調達の蓋然性

十二 財務計画の適切性

十三 中期計画の適切性

十四 その他公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができる者を選定するための評価に必要な事項

第八 その他公募の実施に関する事項

一 この指針に係る公募に応じて選定事業者となろうとする者（以下「実施計画提出事業者」という。）は、様式第一による実施計画を、経済産業大臣に提出しなければならない

い。

二 前項の実施計画の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 実施計画提出事業者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び実施計画提出事業者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

2 実施計画提出事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

3 特定取組の実施期間内における実施計画提出事業者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のシミュレーションモデル

4 実施計画提出事業者が法第四十七条第一項第十三号の規定による出資又は現物出資を受けようとする場合にあつては、発行する株式の内容及び株式価値算出に関する書類

5 その他実施計画提出事業者が実施計画の内容を補足するために必要な書類

三 経済産業大臣は、実施計画提出事業者に対し、一の実施計画及び前項の書類のほか必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

四 経済産業大臣は、選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知するものとする。その際、経済産業大臣は、選定事業者に対し、必要があると認めるときは、審査及び評価の過程で指摘された事項等（以下「指摘事項等」という。）を通知することができる。この場合、選定事業者は、指摘事項等を踏まえて、選定に係る実施計画を変更するものとする。